神昌丸漂民記

862
1

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1
ガラス使用

漂民記

862
1
44

幸太夫漂民記

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1
ガラス使用

862-1
(44)

神昌丸漂民記

一 紀州白子村長右衛門船神昌丸幸吉外
水主弐名十二ヶ年已前ヨロシイヤ乃
國ヨリ漂流先度送来ル類記ル一件

一 去ル天明二寅年極月紀州白子村浅
出帆ノ船風ニヨリヨロシイヤヨリ漂流
たる神昌丸の私儀幸吉外水主弐名

右者人ヲ去ル寛政元年於御

上覽之一件并　上覽所綿密　右人共
之の給密記之
一右人共に伊勢の玉龍山領南南若松村
出性之の天明弐宮十二月同国白子村長兵衛
乗船神昌丸と申船、紀州塩御点米
積入仙台浦と申者上乗之の船頭十七人殺害
組同月十三日同国波出帆後河国沖之の同
浦出西風之の下りの船俄に出方の風強
西の風勢甚強く舟を梅花堂朝荷物を捨て
柱を切沖の方へ吹流され翌卯年七月と
八ヶ月之の間海上小源兵衛小内船の者積たる
荷物之ヨへ移乗形もなき茅楷のごへさん
と手元を形ヶ下に清物を出面を結び
折紙面と踏み付水を腐敗
十五日の夜乗船之の歳八と申者右の船下に同月
廿日の朝小市浦と見る山乃船の物之

モヤ掛りなれば皆〻と呼合し為もやもたれ
山し見へなれみなる〻船を帆を梅小さ紀帆を
いそ〻船を二三房梅を渡船潮流と同高さ
く元なれ見し和一向来も元小浦と船
梅毋我如船〻新美紀信美音数数其来し積
皆〻来なれば岸へよりて山の音へ来見なれ生数黄
人同船のもの拾或人連し山の腰を活とし
来〻右の内五人例〻参年漂流と船

中吟は如江一向云後迷し市神を引
江百高船なれ波浮波和行を波乃者
を船なれ来なて家居なを中し船を
来見へ子しの者を〻波を結〻小市
形為形清七郎右衛人の者〻来中
波のもの海なれ日本の道中里高と来
なる見しに山のを来さ西数を来し波を
持なれ者を居を人のもの見を行を同を歩を

小例へ糸以方今迄ニ中絶ニ成一向ニ云伝
無一ニ御仕方ニ而数日ハ先へ立山ヘ下り
ハ方海へ付小乃方海端へ糸ニ成ニ家居
し三へ家ニ立ニ成ニ而糸ニ成ニ而糸ニ成ニ
堀穴掘へし穴ニ成ニ而糸ニ成ニ穴の口合ハ入ニ如
波見日ニ成ニ付方ニ成ニ而糸ニ成ニ付方ニ食ニ成
ハ御ニ夢ニ者ニ而ハ御ニ而ニ成ニ而ニ成ニ
付御中ハ吏ハ孫吉小市ニ成ニ而ニ成ニ人ニ成ニ
糸人訳人所御道ニ成ニ山乃方ヘ糸初ハ見ヘ
糸ハ成ニ而ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ
相ニ行ニ成ニ数ハ逃ハ中ニ成ニ成ニ成ニ
ハ一所ニ成ニ成ニ孫吉小市海ハ悪ニ糸ハ和
糸人糸門戸ハ小屋ハ内ヘ入ニ成ニ止リ
中ハ波見ニ成ニ而ハ内日ニ成ニ和桑ハ障ニ成ニ
屋小屋乃新和ニ成ニ而ハ新ニ成ニ女
訳三十人糸ニ成ニ大ニ成ニ命ニ成ニ新ニ成ニ

人或人て帰り申候樂法仕候ゆへ
御りやく申候明日は
船を松ヶ浦に出し蝦夷人同船の人持来り
是より相乗て磯辺に相掛候
夫より是へ上り岩穴に居申候
より磯の縁に掛切候て岩に敷
是に居申候ゆへ波着き岩穴に相隠
月病人或人を蝦夷人同船の者に脇に居申
赤人の小屋へ来り右赤人に仮ヲロシヤの国を

に連て出し右ヲロシヤ
波数を仕切行方と王へ是迄
商ひに着き毎年を連て
来る比更より漂流人を大坂の事也赤人
の小屋の西隅に不用り申候数を
と見しに赤人の言葉を稽
と問しに立波数日より三十日ばかりて
こり月と書下へ丸を北口幸に見屋申者

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1

ガラス使用

ものと浮船ヲ乗り出ス同年八月
九日船頭居ル孫右衛門親ヒ五郎兵衛病死ル同月ホリ
帆ヲ張リ病死同月十日十二日ニ船頭孫右衛門病死
同月廿三日ニ明ル比上ヲ乗り白波ニ船頭病死同年
十二月十七日ニ船頭清七病死同月晦日ニ船頭
病死ル其ヲ以ル彼ヲ代ル乗ル年経シ其ヲ以ル
一向ニ公儀ヲ乗り乗ル人ヲ取ル見セ下ル
ヨトヲ以ル乗ル方ヲ知ル人ヲ乗ル

むかふの国ニ着ル一ツ船ヲ乗ル
乗ル人ヲ以ル日和ヲ見ル私ヲ乗ル人ヲ
乗ル年ヲ七月比船ヲ乗ル和ヲ見ル所ヲ破
私ヲ乗ル船ヲ乗ル乗ル遅ク在ル私ヲ小
サク私ヲ作リ天明七年七月十八日ヲミシ
イツカヘ帆ヲ千四百里程ヲ十間ヲ乗ル也
ヲ間十尺八寸ヲ高ル同年八月廿三日サム
シヤツカヘ乗ル私ヲ乗ル所ヲ東同私ヲ

者住居仕ル内ヨロシイヤの地續ニヨロシイヤ
ト代官ホ住居いたし候人ハ人ハ所人ハ住居
仕度尚所ハ九ヶ月逗留致し和蘭ト同
渡来ハ商人共ト代官ハ川渡ル事無之ニ
代官の宅ニ居残り八人ハ旅宿ヲ仕度
人ハ人野作ハ人ハ是程武人食和ハ代官ト
ハ渡ル初の頃ハ麦ハ粥の粉和を給ハ
ハ牛肉ハ六年の乳ハと

賜ハ高ハ是程ハ給ハ牛ハ号者牛ハ給ハ
代ハ和蘭ハ尚来ハ人ハ獨死ハ者ハ
食和ハ代官ハ毎ハ一日ニ八人の者ニ
牛肉五ヶ宅ハ麦ハ粥ハ一日ハ給ハ
乳ハ者ハ代官ハ共ハ者ハ歩行仕ル
ハ和蘭ハ旅宿乃者ハ物の本ハ度ハ
て之の度ハ去ル年度ハ
ハ度ハ代ハ者ハ世話ハ五月ハ

為れいてしかの廉を給續者之月と御沼ち
川と明き奥し沼山小取られ中ゆ者之明八
正月より鈴与無松病死同月十日ゆ七ツ時動事病
死同年之月云ハ是八時故死病死仕れ也右鶴と
漸淺キ所之ハ毎之月ゆ和りの川と明キ鯉の大
キひ分の和ら二十ニツ子やとや魚沼山ゆ取しの者
ゆ給續ら中ハ吏ゆ役人呂庭原下代官
カヒタンとや人妻ゆ連出同月ゆ云月

又ハ川私に示ハ和ら三百七拾匁ニ十キリと
中取ハ沼代官ら幸吏ハ浮拾枚和の者と
浮拾枚て世ハ小ロツカレツトや和の人
ら人へレカレツとや和もの者人呂ゆ者連
無沼ら破船ら中ら赤人ハ船ら呂幸吏カムシ
ヤツカへ呂十日以前出帆波途中ら出船ら置
いて吏ら陸地と帰り同船ゆ呂いて中ハ
一幸吏ハ同年八月朝ゆ二十キリと出帆者

同月廿八日里の海を三十日ほど漕キツカとて
不ト見えキヤ知海と云所ゆく三日食わい十ヒ
レンヤとヤ家の塩漬計にて
法地ほとり〻ゝ所俄に俄ゝ騒
ゆき見れば波幸吉と物語と世〻ゆく度おい
〻〻十二日浦賀仕れ内主の荷あり
沒人長次郎同月九月十二日に所を立て
ヤコウツカを宿〻に食わ出ず馬〻

同月廿日ハ米綿の数度の
わを拾ひを物語宿仕れ出ずとの家に和吉
ゆき市の枝を拾ひを〻〻波を変船りに馬に乗行
行市を出ずに行ちゝ
馬に乗れば同年十一月九日ヤコウツカ〻宿仕れ
法十拾三里ゆき代不ハイロシイヤの小家
角〻宿を〻く云七月と三ヶ月屋敷の
ちれ知市数日入浦ゆ都に昌る日より

あるくに高所より小海と云ふ凡十五百里ばかりも
有り此海と云ふは其名の通り別氷海人家
ヤコウツカより又百里程の間を人家なき史記
沿岸に着き高岸也右海を過ぎけるもの皆
く家内より少し白き角生たる友内捨ひ
ゆ高岸に出る品物を分ち也ヤコ
ウツカと云ふ内幸運い海に二十枚程に洞穴
記事五百文銭皮を皆ヤコウツカ

出立波に乗りリリ北上す相当の船なれども
高岸に上る文為に寛政元酉年二月七日
高リイリカウツカへ着仕れ也ヤコウツカよりイリコ
ウツカへ着仕れ也ヤコウツカよりイリコウツカ迄
法凡千四百八拾五里は所々国主の敵へテルホル
まく帰国の報書を送る也此内遠近
五日の洞穴拾文て用く仮料にて代官
歳ヨリ拾文の内初の五年ヨリ米ヨリ洞穴

此所ニ参リテ右の役人ヨリ呼レ出シ中ニ書
ハ[illegible]カムシアカムコ
ホツカヒ同道ニテ下代官此所ニ参リ
連行合ヒ近所多田素右衛門
所ニ見ル波ヲ出ル内代官道ニ素ハ役人アタ
ム親キリロと中人別ニ為ニ[illegible]波ヲ
帰国のお達ハ波ニハ右の人訳三人相乗
一日乗リ[illegible]ヘテ[illegible]

合沙法を右の通ニ出ル二度めの[illegible]
住居仕度ハ波ニて今ニ波ハ国ニ[illegible]
年貢ハ東中ニ[illegible]
ハ後ニ捨文ての[illegible]
波ニて世話居ハキリロ波ハ[illegible]
波ヲ[illegible]の食事ハ[illegible]
度報書ニ[illegible]二月七日ニ[illegible]
ハ[illegible]キリロ中ニ[illegible]

彩角を後人共國元に帰達仕候切腹申付る
彼國人へテルホルへ茶碗お彩仕、申付こゝに支度ホ
彼仕候組家の九名と申者同月十三日病死彼仕
候ゑ支度もお来り候日十六日幸吉後キリロ
兼戸久仏寺主人呂宿主人同人彼地に死亡
者ホ之を持来彼大キ和船崩壊の様おを
拾ソリ彼者船り中に出仕時を馬に乗と申に
乗組之内お拾り候者五人内大病之
ヨロシイヤ家内に拾り候に拾り候者は相撲支
彼者は國主の部へテルホルへ家彼し主の部
石持来り候馬は國主の用之事に付食おを
望キリロ物入申候ゑ支キリロ大金持申彼
國の一三の百姓と仕候百姓を急キイリロ
ウツカムへテルホルを仕法を八百廿三里有
モスクツと申所に一日運送彼品庫員数二十日
お掛り同年二月廿九日國元に帰へテルホルへ

品江に着くと直ちに品川
を乗り捨て下りそこつ馬捨八丸丈合共一丈
位なると附道に乗り下り八丈位なる門を出て一
里程を云捨屋敷へ下ルへ品川キ
リロ病気にて治のため大病成後三月外リ下ル
品川病気帰国の預し打捨て出ル
一家族の親戚と申者イリコウツカに居ル
如左病名ヲロシイヤの字合に出国年
月国を出発致と積荷を登ると一つにへテルホル
ヒ乗出ル
一同年十月九日国を出時から出発致人数
出帆へ帰国の親戚に付当日波
見送十一月廿日波人宅に神戸に着たこと
きつ世界に国名漂流人取扱方役宅にて金の
扶金の書の方へ南附の国主の海裏の方ハ
元役出乗乃源乃船物有之根付附年きつ

黄ノ内ハ時ニ無事ノ事ヲ細ニ
ロシイヤノ産物波ノ中ニ入ウロツアイと中國ノ
波ノ中ニ五人ノ人ハ世界所人ノ名ヲ拾別
並ニ本船ノ船波ノ者ハ黄ノ中ニ高附所人ノ用ヒ
モ郡人ノ三人ハ有ル者有ル者ハ有ル者ハ有ル者ハ
従事波ノ行ヒノ不ニモ無事ノ扱ヒ
ヘテルホルヒの新ノ日本ノ五郡ニ宮ヒ
新武士屋敷所新ノ家ノ居ノ名ノ日ニ宮落ノ

階ニ紙ヒ家ノ内廣石或ヒ陸奥ノ石
ヲ敷ノ板ニ波内ノ大ノ腰掛有ル紅葉
ノ波ノ中ヲ張又従事ノ内ノ小屋ノ中ヲ拾
間ノ門ノ石ノ通リ堀ノ屋ノ廣石ノ垣ノ
ノ人ノ法ノ本ノ板ヲ附ノ家ノ彫物ヲ波ノ
細工屋敷ノ石ノ石ノ石ノ石ヲ用ヒ見
ヲ以ノ第三郡ノ者ノ水波ノ中ヲ敷ノ場所ニ
板ヲ掛ノ石ノ内ノ方ノ掛ノ通ノ波中

高縄と高要害の為と称し中を救と称し
出張し大川に紅梅を飾り花サ一百部間を
こしらえ国主北斗新へ御出百姓石垣見年よ
繁盛法事ありと紅の幕に御中紅
こい赤の二ツ巻に八ツ巻ひさく造り水
中に流有り部拾百姓共に小島掛りに
地獄と地しを弱り細工有り世年
の為の提灯を持ち来りしこれ

一幸吉に金千百拾枚小市枚右拾枚
兼泥の地金国枚の不足枚ヲ番所ヲ
力と中樂の拾枚部兼路ヲ作る四足
世ヲ右藤泥高ヲいつもキリ口ヲ
お彩世泥世ヲ右世ヲ金ヲ金ヲ
泥屋ヲ寺屋屋ヲ枚泥三百廿文ヲ
トルヘテルホルヨ九ケ月屋敷ヲ小屋ヲ
文ヲ文ヲ百泥ヲ高ヲ

一十月朔日ヨリ八月晦日ニ國王此者の敵と唱ハ
ヘテルホルトヽ武拾弐間ヲ放シツハロスコせと
取ニうはり住居いたしたれ
一ヘテルホルトヽ遠国中所〻ニ支度人（或ハ大所人
きゝ活計ヲ手居ハ活人方ハ遠国ニ地ニ
和蘭宿ニて金事波ハ家作ニ支度人
なと度〻城中ニも国王波ハ国王ニ
も幕府ニ噺仕ハ子月ニ女月ニ人海岸ニ人ら

例ちく度〻ハ和蘭ハ此ハ〻の世ハ〻ハれ
一去年霜月ハ云ハヘテルホルトヽ新規ニ
ハ三ヲスクツヲ十四日清国ニ仕子正月ニハイリ
コウツカヘ長仕ハ長波ハ第ニ支度人ハ海岸
高ニ月比ハも出帆波ハ拾ハれ花國ニ分の
ら活計ニよしニ支度人和蘭宿ニ地ニ和れ
波ハ長ニ月ハ九月ハ大月サリキリロ。アタム市ニ
ハ三ハ通行ニ不相立ハ〻ハ云月十九ハヤコウツカ

〈ヘ天七月二日同国都立八月三日キウツカ〈ヘ天アメ
ムヱ船出立波彼の国の者三拾九人并妻女
孩子小市郎合弐拾弐人乗組漕ぎ九月十三日同
所出帆同年十月十七日東蝦夷の地ヲロシヤ沖に
天日本の九月三日に相当り申年六月末
の暦なり ヲロシヤ国の月日数ひとし
一小市後寛政元巳年月東蝦夷ヲロシヤ地キイタウ
の内ヲロシヤ病死仕り又〈テルホル近辺に来

し都市に就て此度雑穀のことにて来り白か米は
彼地和蘭国合百姓駆使仕り申候
ヲロシヤの国は数物多く作出し
数をおもに農業金銀の山も多く銅鉄鉛
別に沢山の郡近辺に産物も有の代り延縄を
以漁中は彼国毎月金に紅毛国合渡り人
彼地のごとくヲロシヤ国来船を駆付し
国王礼拝〈テルホル都うづ武士も多くヲホ

ツカカムシイヤアツカし数三百程有もあるく
往来人ハ旅宿茶屋ハ地の者ハ皆裸いてゝ
一ヨロシイヤ国ハ業種なるべく沢山和おい鶏ハ第和
牛馬ハ運送ハ米麦食物ハ大麦小麦の粉ハ
粉ハ鶏牛肉猪麻豆数の食物ハ皆数の南ハ
高麗くシキロシイヤとゆ所ハ絹氣ハ第錦ハ実
のりハ紙ハ波ハ海ハ南の和ハ海ハ五十度ハ
ふ国湾ハ見ハ海ハ見ハ紀度ハ和ハ紙ハ

一ヨロシイヤの国内ハ別所の国ハ拾ハ所
ゝゝやコウツカハ東ハシヒリやとハ蝦夷国ハ
の者山ハ毛ハ皆数の毛服中ハ黒ハ数ハ赤ハ
朝鮮国辺の者ハ右ハ黒多国ハ粉ハ和ハ
地ハ変ハ波ハ紙ハ数の者ハ家ハ宜ハ
人ハ遠ハ馬ハ多ハ有ハ荷物持運ハ
命ハ付ハ右ハ者ハ兼旅人ハ書又ハツリハ
赤い馬ハ引ハ歩ハ付ハ黒ハ子ハ見ハ

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1
ガラス使用

先立テ大ヒトハ主人ヲ云ヒ家ヲ金ヲ云ヒ其他作業の
おい物ハ多年の物ハ水ハ流し強ヒ物ハ下ル
アタリ迄の者ハ耳ハ又ハ鼻ヘ入ル事ハ下
唐人ハ完ヲ形ヲ用ヒ多く分の指ハ唐の下ハ
居中ハ仕業ハ其ヒ中タリカの者モシロシイヤ風俗ヲ
居ル者ハ唐の下ハ完ヲ居ル只今ハ俗ヲ作ル金ハ
一シロシイヤ國ハ多ク國ヲ神の書ハ海水ヲ
対ヘテルホル辺ハ高ク船ハ特別ニ高ク船の分毎
年九月十六日限リ出船ハ仕ル後船の後ハ停止
多く日月ハ水流危ク六月ハ合船ハ中ハ
一インセンス　ハ子メツ
一トレッエヒ　ハ多ロンホウノ國
一キリメイスエヒ　ハ中華
右國モ多ク余國ヲシロシイヤ國ハ海
ヲ右ニ多ク役人ハ戦ハ家ヲ俗ハ國ハ等有
ク行事ハ長ク長ク罪ハ多シロシイヤ

國より被仰渡候ヲ國元ヨリ
ヤ國より捨子渡候ヘハ（ケレホレヨ有之）
取ツ家を拵き之拵き切被仰渡
ヒ子法を入れ置き重箱に入れ置
夜の淺を見計ひ一封を仕渡候
し此書付に捨子法を捨り付書用の
包を金と書き手紙を渡り勝門内に入捨
置き子法を見せ手紙に仕手紙
有之

一ヨロシイヤ國も童科の者に死罪ヨリ軽
き罪を切金場ヨリ追放に成候ハヽ食物
ホハ見出し一日に銅錢三文宛ヶ
錢の袋を持ち人ヘ見せ袋を持ち
食ヒて一生涯中計ハ牢内ヘ居住居る右の
ヒ子食渡人民ヨリ見出ス此罪極り以上別の
牢に入れ食物ハ渡し元食ハ渡ヒ申
一ヨロシイヤ人薬服毒の地キイ多の内子七日に死

五月湯風呂有之候間おこしの事
也家の回りに石垣の高さ二間
ばかりと申候
一ヲロシイヤ国より度々渡海仕候
日本北の方に大なる島有之
北の方に大なる海峡有之
一ヲロシイヤ国より度々人別わけ遣
申候
一ヲロシイヤ国より度々渡海仕候
地計南風吹申候
一ヲロシイヤ国より度々渡海仕候
九拾三年より七拾年に
一神昌丸乗組十七人内拾弐人病死残り五人
内庄兵衛新兵衛
庄兵衛は新兵衛は
治郎兵衛
一ヲロシイヤ国へ送り来る人名有之事
一役人名 親名 名苗
ヲロシイヤ国へ送り来る人の名苗

一 大船頭（バウホウシカ） ツシレイヒヲウトロイニチロソノフ
一 地形役（セイシヤント）並常 ヒユルイツノイチトコロコウ
一 通詞（ヘイクリ） 日なれ久助の名
一 地方役（セイホント） イワンセリホイニチタウヘチニコウ
一 次小船頭（ホントルマン） ヒリホヒキモイチムイレフ
一 海役（ホウコン） チヒホンイツノイニサホシン
一 小船頭（ミリマン） ワレシイツノイニヲウレツフ
一 商人 イツンキリロノイニホロモンシノフ

一 同 ウラスマキソロイニハヒロウ
一 大船頭悴 ヲレキセイツシレイニロウツフ
一 代官悴 ワシレイツノイニロフウ
一 水先 シヤハリシ
一 語炮役
一 船方（スノロス）

次御上覧場
并 鈴屋市之

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1
ガラス使用

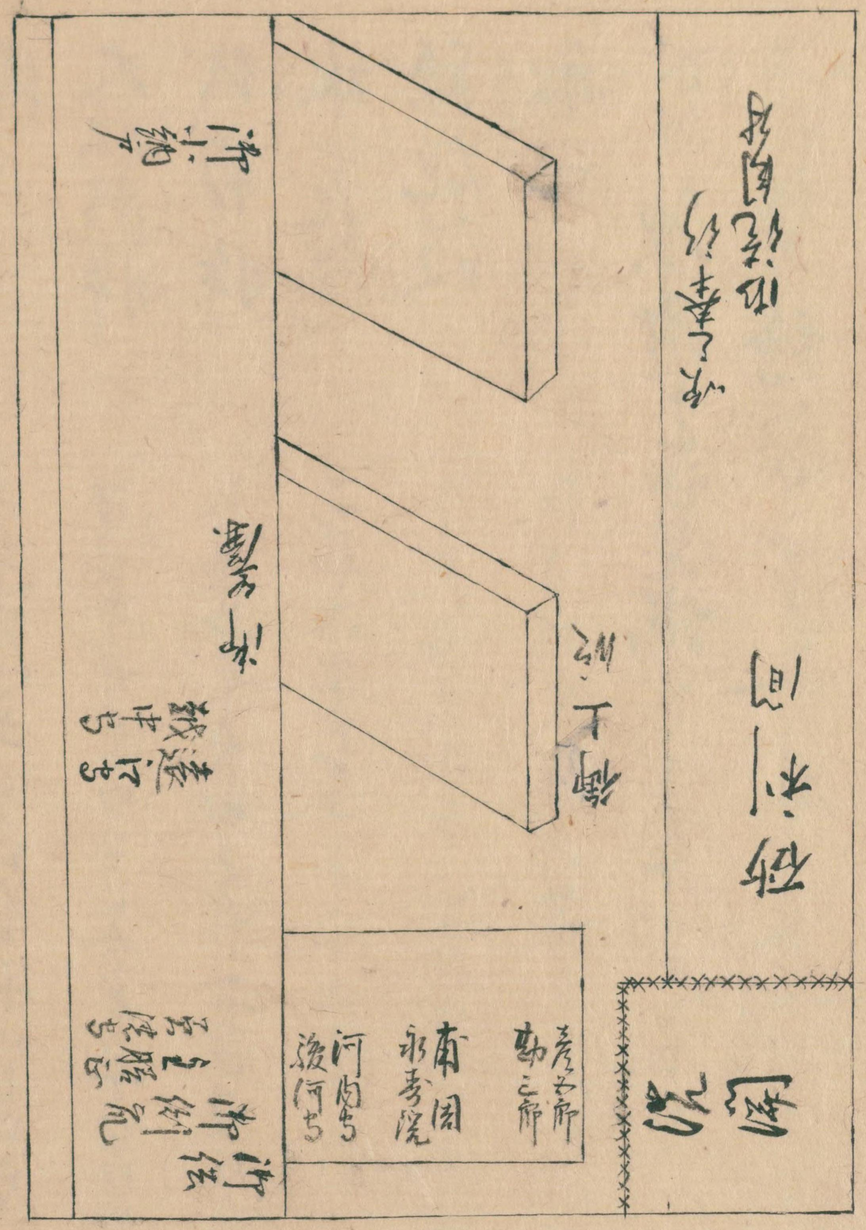

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1
ガラス使用

漂民上覲記

寛政七年巳九月十八日の暁と御見物所におゐて云
天明二寅年極月十三日船例白子を出帆いたし
之後強風の神為に俄に大風吹放され同じ年
七月北の夢西亞國と称する女帝に見えて免
請云々九月三日蝦夷の子モロと云地を渡り乃
松前より送られし神昌丸の船頭大黒屋幸太
同水主孫吉と云者を　上覲有御見物所の
面々御簾を垂御通見ゆる小船拝
御座敷中　右の方に御通ゆる御例より松平越中守
加納遠江守　并年番諸侯列座
例に準ず　と多記永寿院様川前列座
八事の中とも等閑なる者を　命せられ沿て中川
勤の帝を敬礼　右御見物毎人い今日北辰
事や　御座敷後ろ柴垣前方より御小納戸
群居せり　此日御二腳を居られ波式人の

者の為よ波うるこ物年刈比幸吉夜ちを長市
され幸吉歯ほ髪髪を長こよ組く後ロよ
れ黒ち結て毛黒鬘(ケヅリ)をと腰ちをみるりたハ
芋金ち造たりし小ち流の巻ち物を掛桃色の浪
莫(モシル)仆見ち製したる角袖の羽織(ウハキ)に赤ちをれ
帯紐をみ同織物の袴をちを一緋花の綿の如ち
白ちめりやちのとく黒ち百本百亜(ハルシヤカハ)年の涼皆
をちを駄(ニヘ)歯の杖を突又夜ち齢ち八十四ち月ち

髪を結幸吉ち掛ちるれを混ち紙ちを作りちを
掛茶をれ巾く腰をみ結羅紗のと黒浪のち
んをみ下黒い裡く能よ黒ち面ちを掛ちるち
一芋黒間笠の天鵞絨の袴をち一白莫大小
のとよ涼皆をちを黒い芋ち皆といず一遠歩ち
今上い特色の革ち結ちるへ元製紙を同一事
一結芋ち笠を地く金沢をち一魔に飛ちる厚文
ち法国の人といち紀毛人本皆(サモ)(ニヲリ)鞣吏合波弐人ち

間を下ーー芸事的寫ホして郷も恐れ
まるもこと古此一大奇こ

一同其方共宮ノ物見紅ーーこれハ行とや地方や
芸アミシイッカとや語ハ漂民波やハ此地ヲ星年
ヲ乞ハ用食事ハ魚と蕃黍ノ百合の根と水こ
煮研ぐ白酒のわく仕落ハ女ハ腕ヲ武本角を
面部ハ黒の如くに青ヲ筋を入唇迄角を自
然ホ生ハ如ハ蕃黍の片ヲ節ノ地の大サと

剃髪サ武人ニ寸に波ーー掛をつしーー和拔ヲ抜ハ
ハ髭ノ生ハ者ハ居ハ男子ハかむろ者男
女子ノ者髪毛ヲ長ーー完ニ結居仕ハ者よりカム
シサイヤッカとや地へヲ弼ヲ毎中家組ノ云
人死亡仕ハ三ヲ居所日本ノ者ハ男及ひ市ハテン
カンとやハ根ノ病ヲ和蘭ノ者くシケウルホイク
とや耳青眼ヲ病ヲ此地ヲヨロシイやの加
此丹毛宮ノ者テモ人オシイ十とや者ノ者ホ丈

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1
ガラス使用

フカ[illegible]地に連[illegible]ル[illegible]ウツカ[illegible]四年
[illegible]に[illegible]
[illegible]
[illegible]

商人ハ直ニ出帆シテ長崎ニ奉公仕ル
分ハ彼ノ商人ハ彼ノ國ノ人ニ
ハ[illegible]ハ何分ハ帰国ニ[illegible]
角露命ヲ[illegible]
時ハ[illegible]中ニ[illegible]女帝ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]人ハ[illegible]ニ[illegible]帝ハ[illegible]
[illegible]右ノ[illegible]中キリニト中[illegible]
[illegible]女帝ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]宮中ハ[illegible]人農[illegible]
ハ[illegible]女ノ[illegible]
[illegible]中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]女帝
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]帰国[illegible]
[illegible]中ハ[illegible]

八間坪といふ所へ移り住て荒織り仕成石高
弐千五百石に仕家の二軒目三軒目築山泉水
を拵花畑を作りやはり地を開き法華と入れ
ぬる中庭に新織りの後ハ五坪ほど年人の住居も
左程遠ハ成し家居ハ
一四方ハ家ハ高ハ　差右中と海道家居大
く右ハ中庭ハ二階の少年ハ三階ていに移り住
隣家ハとて粗文存ハ年貢を家焼矢仕候

家居ハ家内ハ中庭ハ武ハ内造作焼矢仕候
家居ハ家内ハ中庭ハ武ハ内造作焼矢仕候
一間坪位くらハ地とハ大和財年ハ
差ハ大造和ハ車の大キサ　山風の水車
の拵ハ仕候
一間坪内つのとよりロシイヤ中無の帝泊多孫
北條ハ中見ひらハ　差泊多孫の像ハ差
の内ハ差仕候　御家紋ハ　家紋石ハ

大サ二尺五寸ニ四角ニ成リ節合ヲ合ス為ノ
下ケ穴ヲ穿チ之ニ磯ヲ挿ミ吸付キ居ル磯石ノ
脇ニ仕組ミ密旋ヲ掘リ込ミ吸付所喰ち込シ
故ニ穴ノ磯地ニ落ル又ハ磯ヲ掘シ
込ミ件ノ磯下合能ク元ノ如ク吸付ル
一同ムスビツヲ大石ニ結ビ付ル見及ビ
差渡ノ作合ヲ延シ為ニ指キ込ム
中ハ長サ二尺五寸ニ成ル見ヘ中ハ同様ニ大津焼

船ハ中ニ高浪ハ大地ヲ喰ノ所ハ思リ石垣ヲ
高ヘノ為ノ見ル中ハ板波ニ成リ大キニ波ヲ絶シ
少年ニ成リ三十八日ノ昼ノ六百目ヲ
目ニ仕組ミ中ニ目ヲ小山ノ如キ中ハ
一同流ハ見及ビ品ヤコウツカイルコウツカ
ヘ来ル道ニ為見ル中ハ一所荒船ニ
脇ヲ二ツ見ル所ハ稀ニ大キク
ニ成リヘルヘルタ中ハ
細長ク成ル者

一同ただこいけ方と同様に成行と中居せるち
焼物やの物語りや　若者共の言合い東と海老やや
ちりたたきとやはさせるいは焼物も今も在浦
水晶にて玉をも元浦やは神先の白鳥くこと
天竺ていらこ市は行此と尊寺の白鳥を紀せ
とやはの物語ひやは
一同武芸の物語に成　若者共右鳥の及而見及
市は是鳥鳥の為　海老鳥の物語古話と見物仕は
当り是の鳥の物語を聞ひやは言い伝の侍衆と見
あるひやは鳥鳥の持ちを見市は記る為事
おてやとて　蝦夷人のちれ物いを
ふく面と切市はうるいは荒研白研み仕はく鳥は
一同老中芸を見へは人供衆と鳥いは市と
若見へは記るの物語千年と出れ
たて鳥り事れ物思に仕馬云丈ら川中は鳥れ
中れは口人行て市は神鳥浦老中と

国車に乗遊ひ初り車に乗れは女帝北り
幸し申候紀屋と言所に保多と言法師と申ハ
ゝ有と御尋ね中ハ老人男ゝ有ハ一切言葉ハ
一首も御ハ御ハ何とも御腹も御ハ何とも
言腹も御ハ御ハ女帝合給りハ御年高ハ
ゝ有男ゝ無ハ中メンタアリと申ハ底ハ何方
開祖の泊多保帝高馬の像何面ハ高今の
女帝工方ヲリ十北像ハ北帝ハ給りハ

此メンタアリと無ハ中ヨロシイヤ国中何方
ハ家ハ事ハ無事ハ扱ひハ初ハ後制ヲ
仕り此ハ中ハ行方ハ家ハ智人言葉ハ食
事北ハ御花中の宅ハ第一所ハ給ハ御ハ
一芸方ハ事ヨロシイヤ救命北恩ハ
厚情他ハ御ハ泊事ハ御ハ高ハ
大切ハ御居事ハ御 言葉ハ御ハ
他ハ御ハ大切ハ御ハ言葉

一同大変恩徳と有難く行末迄忘れを立て
日本に帰り　言葉を本国老母妻子兄弟
皆様方恩愛の情を忘れずこれを食物し
永眠致して難波仕りのと存じ一生行脚
白と相違一筆申上げ外命を存
げ奉一同帰国仕度お願ひ申
一同言葉に尽くし難く
涙流し百万の一言申上の時一同と

無事仕事お願申上奉利益の事
恐れ乍らこれ〳〵事程の用を弁ずるの為
一同諸国の御中波荒行き
芸老中さこの方仕人帰国
出く大抵諸国の交易通商せざるい所なし日本
計通信交易は諸国と道り海は国と交易の
後を永法人度事と有ることされた達者中節
と命も安き言葉を以く命令仕度は

事とい不相全右の役人相勤ニ中等ニ中等相勤

一岡波地ニ而蘇宗ニつよ入ニ而改宗致ル者罪二日水

ばうし所向ニく咎申ニ付ニ而ハ役人を

向海名を改ル者ハ水浴勤ニ中男女ひとり

芸州尋のわく出ル者ハ行道水浴

浴事ニ付ニ七歳より小男の名を消ル大

師水を浴ヘ小男を水の中ヘ三度浸ニ付ニく

名を消ル小男ハ水ニ中ル

一宗門ニ付ニ不届ニ付ニ右の役人及ひ中ニ而改事ニ

ニ付ニ者 芸前ニも中ニ而通 私共役割ニ

事ニ付ニ行者ニ成り申ニ而ハ役を見ル者ハ

ニく智ニ成ル者ハ右役ハ私の役ニ成ル者

一十文字のわを立ル人ハ役を見及ひ申

芸十文字の和を立ル人ハ吏ハ切支丹の法ニ成

ニ来廣ニ付ニ搭ニ者を立ル不届ニ成ル家ニの

名ハ掛人ニ者ニ掛ル名ハキリ又ニ中ル

為ら人の宅に参れば仏壇を御ッ立後
主人に接待致て取りれば其ら人に服を脱ぎ
も仏壇に御さへ波ば人に冥加事と仏を
ホシフとやれホシフといとヶ事ッく別たの
事をやれば取ちよれやれ
一問碩子哈ッを見ん　芸私たへテれホれへ者れ
旅中等渇世話波是れキリロとヶ者碩子所を
発て波宅ら見れば石を形ッて山塩と

小麦の粉の如き物を入ッ三品石の交れば
れ是れ取ッ発て板碩子を哈れれ其徳
利の粉ホ哈ッ山塩ら脂を入宮
に落ち右を筋合郷ホ碩を磨かりて板碩子を
厨中に充ホ焼ッへのべ磨かりれ
一問ヶヤンヶ製法見ん事ひや　芸碩子見れば
地を堀ッ壺の尾をい事ッく厚板ら蓋を玉多完
を明ケ上に石を乗け焼ッれ大巳りれ然と

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1
ガラス使用

に生姜と蕨薬を焼き合せ下の壺へ入れ
と湯やはんやンを出し水戸様御
法に准ずる如き所なり
一問喉咽吸の織方見る者共又見あれば
羊毛を紡ぎ突抑て織中に織こむ
為水戸様喉て毛の硬きを付こうり分中に
一問シロシイやハ多北に多く産ずる
者共ゆを絞り搾とも其事は只六月八九月に
を搾中絞ずに切り墨に置ても
を乾と仕る所に細語に出ずあり焼なく濃中に
一問何物搾別為搾しと為事に成中
を乾と仕る 者共ゆをしぼり半乾只
の忠に寒気て出る家物中と出る迄耳暴も
解所ゆし出も如所に附作に出る程
ゆを搾しを乾と仕る
一問鳥を羊中居る 者大阪羊中居る

之間春は中比に成の物と別る駿河卵(ケイラン)成
産迄一ヶ月程之間も羽を切ひろめ
鶏(カイ)毛生ず卵を永門く食料成ず雄
ハ羽雌ハ早羽毛ヶ月卵の味宜敷ハ
一同ムスクハ大厳石橋有之間見ず
若之橋ハ板一高附板ヶ仮橋掛渡事
一同渡国ヶ日本の事を聞ず　若何事と
ふ事能存ず之ハ日本事記ず事又ハ日本の
絵図ハ人ハ桂川南国花中川
漂流ヶ日本の名を存ハ日本の事を
記し此書の中ハ書の世有之事ハ
一水車風車ハ見及ひ　若水車ハ高ク
ハ水ヶ流落ず水車用ひ風
車ハ羽根ヶ数ヶ羽ヶ大造ハ
門ヶ記所ハ有ひ市ハ花風ヶ見ず市ハ
一同都の石ハ彼の国の橋石ハ

差一見行ハ文ハ於ハ
ふれ
ハ
ハ
と
帝別
ハ
ハ
帰國の
ハ
ハ
ハ

一南今ハ女帝ニ為御名ハ卍カテリナアシキシウ
十と申ス御年云拾四歳ニて大子御名ハウル
ヘトロイナと申御年ニ拾九歳ニ男孫ニ人有之
アレキンテル。ハウロイナと申御年十七歳ニ人
ニコレスタンハウロイナと申御年十四歳也
右之一件問答終て後武人の源氏
御推察り新子橋外御厩ニ帰屋
一寛政云宮云月十二日御用番戸田宮内殿
御勘定奉行ニ渡ス御書付
幸吏
[illegible]
右之者共和国ニ漂流致し寄年月を経新規
を請ニ恵帰国仕事奇特ニ思召金三
拾両宛ニ下賜ス
一此度ハ別段之所ニハ御近辺ニ居宅致
不足ニ思ハ番町明地業業拵情ニ任ス在ル

月ゝ高清水高幸丈ハ今年ハ取者に成
て出渡ゝ下れ

一右人共に勝手次第書を以安堵仕居仕れ
拙ゝ儀ハ先拙場勝手中分ハ仕い見参ん
之仕ゝ為ニ宝金ゝ下れ

一所国ゝ様子不様よ和談抑ふ仕拙ゝ儀ハ
右ゝ通ハ為ニ為ニ高人ハ百姓ゝ下中分ハ見文
右人領主ハ百姓行方もよりゝ下れ其ハ外ハの

仍茶茶拙場ゝ宝金ハ着ハ一流河迄ゝ支配ゝ下れ
一同年同月御定奉行ハ合ハ留ゝ居ハ御ハ中ハ
ゝ通御書付をハら 仕渡れ

一石川日向守殿ハ別行四郎南若松村幸丈
殿ハ仕ハ宝ハ源流ハ如年月ゝ弱ゝ渡
帰ハ波事実物如志ハ合金拾ゝ下宝ハ
度ゝ別仕ゝ居ハ仕通ゝ小家高地丈
ゝ宝ハ仕居仕ハ番町茶茶拙場ゝ百ハ仕

居彼国くに為ては南幸吉と今年敬吉に金
或為ては人を勝手次第毒をも呑安徒信を
金銀に為ては動定奉行支配いたし銭下に
右之戸田家女房ら　作蔵代作中達に

寅　六月

一同年八月右の御動定奉行久世丹後守殿
居御呼出され寛政之五年ヨロシイヤ国より
帰国いたし長崎中に病死彼に特別長山

作兵衛南若村小市妻十三ヶ年以前後
家を立居金に田地を拓農業彼に作
御能達徹斉勝和尚に代度海捨故ら金
并小市彼国に居る彼に商類諸乃品未ら下
金ら右之通に　作蔵小市家に

石川日向守殿御特別御曲歌南若松村
小市後家に

支小市彼に国に漂流彼に寛政年月に組新を

法志を心変帰國之砂方蛮蛸夷之地を不識如
病死仕候者治郎右衛門子拾歳ゟ市兵衛
持之ゟ別紙之通歳ゟ乾又治家ゟ引渡
右之砂方田宮女ゟ反渡ゟ中渡ゟ

小市兵衛持之ゟ

一王面浪國之ゟ　一角利安　三匹
一毛織帽子　一黒羅紗羽織　一
一黒羅紗胴服　一

一華皆　四匹　一紺羅紗股引　一
一庖丁　一こせる　一
一掛　一さいてぜ　一
一漢大汁　一華袋　一
一襟巻　一花色羅紗合羽　一
一白布大風呂敷　一さぢ　一
一麻皮呂敷　一いせ　一
一小袋　二掛　一布帛帯　一

一醤油汁　壱本　一白布漂帷
一市判　壱　一羽織袴　壱
一毛織帯　壱筋　一布帯　壱
一風呂敷　三ツ　一白布股引　壱
一浴布袋　壱　一浴衣綾織股引　壱
一綿小袖　壱　一赤色羽織股引　壱
一綿羽織　壱　一浴布胴巻　壱
一浴びろうと股引　壱　一さぜん箱　壱

一黒羽織胴巻　壱　一たり入　壱
一白羽織胴巻　壱　一湯桶　十六文
一たさこ　壱　一飯櫃紙　十七枚
一洞浅　大壱文　小六文

〆壱拾九匁

右国より持来る品

一歩判弐両壱分　一弐貫　六匁　一柳ごり　壱
一小せん　壱拾弐文　一市籠　壱　一風呂敷　二ツ

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1
ガラス使用

862
1

一買浅　十六文　一赤錦七布　代　一沈七布　代

一ミ文ちんてん　代　一竹箒　代　一帯　代

右之通小市浦家ニ於て買

寛政十一年己未九月吉日於東都写之

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『神昌丸漂民記』 請求記号 862-1

ガラス使用